入札公告の訂正

令和２年２月７日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

調達部長　大井田俊彦

◎調達機関番号　587　◎所在地番号　13

○第19ＨＭ00911ＨＱＳＩ号

1　掲載日　令和２年１月７日(号外政府調達第２号)

2　訂正内容　41ページ１段目掲載の入札公告中、1⑷①の履行期限「令和２年10月１日」を「令和３年３月31日」に訂正する。

41ページ２段目掲載の入札公告中、3⑸の開札の日時「令和２年３月19日15時03分頃」を「令和２年３月25日15時03分頃」に訂正する。

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

令和２年２月７日

支出負担行為担当官

東京国税局総務部次長　湯本　幸治

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

令和２年１月14日付（号外政府調達第６号）の23ページ３段目掲載の入札公告「電話交換機ほかの借用　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る令和２年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型)「新技術導入促進(Ⅰ)型」である。

令和２年２月７日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　石原　康弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｒ２国道409号大師河原交差点歩道橋設置他工事（電子入札対象案件)(電子契約対象案件)

⑶　工事場所　自）神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目地先

至）神奈川県川崎市川崎区江川一丁目地先

⑷　工事内容　工場製作工１式（鋼製橋脚含み約290ｔ）工場製品輸送工　１式　歩道橋本体工　１式　既製杭工　23本（鋼管杭φ600　Ｌ＝約40m）橋脚フーチング工　９基　橋台躯体工　５基　エレベーター設置　４基　地組工　１式　歩道橋架設工　１式　現場継手工　１式　現場塗装工　１式　既設歩道橋撤去工　１式　仮設工　１式

指定部分　横断歩道橋製作工　工場塗装工　工場製品輸送工　歩道橋本体工　舗装工　排水構造物工　防護柵工　標識工　配電線設備工　道路照明設備工　構造物撤去工　仮設工

⑸　工期　契約締結の翌日から令和５年３月31日まで。

指定部分　令和４年５月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約290ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型)］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

詳細は、入札説明書による。

⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。

①　「ワンデーレスポンス」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　出来高部分払方式

⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議)」の設置対象工事

⑧　「設計変更審査会」の設置対象工事

⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑩　ＣＩＭ活用工事【受注者希望型】

⑪　工事工程表の開示試行工事

⑫　週休２日制適用工事【受注者希望方式】

⑬　新技術導入促進(Ⅰ)型

⑭　技術提案簡易評価型

⑮　「生産性向上チャレンジ」試行対象工事

⑯　見積活用方式

⑰　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑱　条件明示チェックリスト参考開示の試行工事

⑽　本工事は、共通仮設費（率分）のうち、「安全費」(以下、「実績変更対象費」という。)について、工事請負契約締結後から工事着手前までの間に実施計画書の提出を求め、監督職員の承諾を得て実施された内容について、最終精算変更時にその金額を実績により変更する「間接工事費実績変更方式の試行工事」である。なお、受注者から請負代金内訳書の提出があった後、工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示する。

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷　平成16年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

㋐　最大支間長が35m以上の道路橋または歩道橋の鋼橋上部工事であること。

㋑　供用中の道路を規制（車線規制または切り廻し、または通行止め）した施工実績を有すること。

ただし、上記㋐、㋑は、同一工事でなくてもよい。

また、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐、㋑の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。